出荷制限・摂取制限解除までの取り組み 実証栽培・飼養実証の経過を報告します

平成28年中に村内27か所で「ホウレンソウ・コマツナ・カブ・キャベツ・ブロッコリー」の5 品目について、実証栽培を実施しました。

村内27か所の実証ほ場は、旧村単位【大須村・新舘村・石橋村・飯曽村(長泥・蕨平を除 く)】内でおおむね均等に分散するよう選定し、1か所あたりの面積2a(200m)を囲うよう に、イノシシ・サルの獣害防止用のワイヤーメッシュ柵と電気牧柵を設置しました。環境省の除染 後に各ほ場の土壌分析を実施した際には、土壌1kgあたり360~6400ベクレル程度の放射性セシ ウム134・137の残留が見られましたが、各地区の村民の方に協力をいただいて、土壌分析結果に 応じた適正な放射性物質対策(2aあたり塩化カリ0~20kgと、硝燐安カリ20kgを散布しての 耕耘)及び施肥(苦土石灰・化成肥料等の散布)等を実施しました。キャベツ・ブロッコリーにつ いては、移殖時期に雨が続いたため生育不良のものも見られましたが、ホウレンソウ・コマツナ・ カブについては、播種後の肥培管理により、おおむね良好に生育しました。

この結果、生育状況を見ながら各品目ともに1kg以上を採取し、検出限界値(測定可能な最小 値)が1kgあたり6.9~23.7ベクレルの範囲内で、県がモニタリング検査を実施した結果、全品 目・全収穫物について、「一般食品中の放射性物質の基準値(1kgあたり100ベクレル)」を大 きく下回りました。

この結果を受けて、平成29年3月14日付で福島県により、長泥地区を除く村内全域での主要野 菜(結球性葉菜類・非結球性葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブ)について、出荷制限・摂取制限が 解除されました。

主要野菜以外のとかまでの栽培。飼養等の結果について

震災後の平成24年度から国・県・村が実施してきた実証栽培等については、いずれも適正な放射 性物質対策や飼養管理等を実施した結果、以下のとおり良好な結果となりました。

T.	品 種	食品放射能(ベクレル/kg)							
区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	 平成28年	備考		
75		十八八乙午午							
水稲	ひとめぼれ・あきたこまち 天のつぶ・まいひめ こがねもち	ND 向押・小宮 ND≦13	N D 向押・小宮 ND≦25	N D 向押・小宮 ND≦25	ND 向押・小宮 ND≦25	ND 向押・小宮 ND≦25	平成24~25年:国·県 平成26~28年:村		
野菜	(露地) インゲン・白菜・大根 馬鈴薯・サツマイモ・カボチャ オオヤマボクチ(ごんぼっぱ)	ND 向押 ND≦10		大根下部 18.8 他はND ND≦17	ND 向押 ND≦32	ND 向押 ND≦27	村 除染後の田		
	(施設) ミニトマト キュウリ・ナス	ND 向押 ND≦10		N D 向押 ND≦14	ND 向押 ND≦26	ND 向押 ND≦19	村 除染後の田		
穀類	そば				N D 向押 ND≦32	N D 前田 ND≦23	平成27年:村 除染後の田 平成28年:村 除染後の畑		
	小麦					N D 向押 ND≦20	村 除染後の田		
	エゴマ					N D 深谷 ND≦12	村 除染後の田		
	エダマメ					ND 向押 ND≦20	村 除染後の田		
	大豆					4.6 関根	県 除染後の畑 カリ剤50mg/100g		
牛	繁殖雌牛					N D 伊丹沢 ND≦1.3	村 清掃後の牛舎等 血液検査		

※ND (Not Detected) = 検出限界地未満(不検出) それぞれの測定における検出限界値を、ND≦検出限界値(ベクレル/kg)で付記しています

主要野菜の出荷制限・摂取制限が解除されました(長泥を除く) 村内の生産活動には以下のルールがあります

平成29年3月14日付で、長泥地区を除く村内全域で主要野菜(結球性葉菜類・非結球性 葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブ)の「出荷制限、摂取制限」が解除されました。

この制限解除は、実質的には「村内での作付け制限の解除」です。村内で農畜産物を作付 け・飼養する際は、必ず復興対策課農政係まで届け出て、以下の条件を厳守してください。

【対 象】

主食用米・野菜・ソバ・麦・大豆・行者ニンニク・葉わさび・飼料用米・牧草・飼料用稲・ エリアンサス・デントコーン・銀杏・梅・ナツハゼ・タラノメ・たけのこ・ふきのとう・

野生きのこ類・菌床きのこ類・葉たばこ・花き類・繁殖牛・ 肥育牛・乳用牛・豚・羊・馬・鶏など

【作付け等の条件】

1. 除染が完了した農用地・施設等を使うこと! 未除染農地・施設、震災前の堆肥・肥料、その他資材等は、絶対に使用しないでください。

2. 始める前に村に届け出ること!

作付け、飼養に必要な各種分析や生産物の検査等を、村・県が連携して支援します。 営農の目的に関わらず、必ず事前に届け出てください。

3. 放射性物質対策(カリ剤の散布等)を確実に実施すること 農作物は、適正にカリを施用しないと、放射性物質を吸収します。畜産動物は、県による飼養 状況確認調査を受けないと飼養することはできません。詳しくは村に相談しましょう。

4. 生産物は全て放射性物質検査(県・村:無料)を受けること 放射性物質モニタリング検査は県・村が実施しますので、検査料はかかりません。

【品目ごとの条件】

1. ポイント 四番 今号全代検査・白家消費・出荷しは7 作付け計画の提出がない場合は「作付け・収穫・全量全袋検査・自家消費・出荷」はできません。

園芸品目の作付けは、全て村に届け出てください。 収穫前・出荷前に、県のモニタリング検査等を受ける必要があります。

再開する前に県の飼養状況確認調査の受検が必要です。

4. 号のと。1150 村内で採取・栽培したきのこ・山菜等を食べたり、ゆずったりしないでください。

詳しくは復興対策課農政係(本庁☎0244-42-1621)にお問い合わせください。

検査を受けない農畜産物を、1品目でも販売したり、他の人にゆずったりした 場合は、村全域に新たに生産・出荷自粛の制限がかかることになります。

営農国開が確かな前進につながるよう忘れずに届け出る「